

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No.7（2021年1月下旬号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

## ■食品接触材料安全センター運営の紹介

### ポジティブリスト（PL）制度とは

今回より PL 制度を 12 回シリーズで紹介します。幅広い方々を対象に分かりやすい解説を目指します。

- ①食品用器具・容器包装とは？
- ②ポジティブリスト（PL）とは？
- ③世界を代表する米国と EU の PL 制度
- ④PL 制度の適用範囲は？
- ⑤PL 制度の管理範囲から除外された物質は何か？
- ⑥食品非接触層の扱いは？
- ⑦PL はどのような形式になっているか？
- ⑧7 つの樹脂区分とは？
- ⑨PL 制度に求められることは？
- ⑩経過措置とは？
- ⑪届出が必要な製造事業者の範囲は？
- ⑫PL 制度についての問い合わせはここに

#### ①食品用器具・容器包装とは？

食品衛生法では飲食器や割ぼう具、食品や添加物の製造機械などに使用され食品等に直接接触するものを器具と言います。



また食品等を入れ、あるいは包み、そのまま引き渡すものを容器包装と言います。

例:



こうした器具・容器包装のうち食品に接触する材料が合成樹脂であるとき、その合成樹脂製造に使用される原材料がPL制度の対象となります。

#### ■食品接触材料の主要海外法制度概要紹介

##### 韓国器具・容器包装規格基準

韓国は、食品衛生法に基づき、器具・容器包装の規格基準をつぎのように構成し設定している：Ⅰ. 器具・容器包装一般規格、Ⅱ. 器具・容器包装製造基準、Ⅲ. 食品接触器具・容器包装用途別規格、Ⅳ. 各種材料の材質別規格、Ⅴ. 器具・容器包装一般試験法。

ここでⅣ. 各種材料の材質別規格はつぎのように構成されている：1. 合成樹脂、2. セロファン、3. ゴム、4. 紙・板紙、5. 金属、6. 木、7. ガラス・陶磁器・ホウロウ引き、8. デンプン。

更に1. 合成樹脂は38の樹脂からなり、樹脂ごとに、A. 定義、B. 材質試験規格、C. 溶出試験規格、D. 試験法の章立てとなっている。

以上、韓国の規格基準は日本の告示第370号に類似した内容であるが、韓国市場の実態に整合させ、特に合成樹脂の材質別規格が追加改訂されているのが特徴である。

●この概要に対応する法制度の全文については、今後センターHP 会員のページで閲覧することができます。

#### ■お知らせ

##### 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会開催

2021年1月14日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において、PL施行後における、乳等省令規格基準の告示370号一元化における一部改正、フタル酸エステル

の規格基準設定、適合証明における後添加、混合則問題、GMP における記録の作成保存期間、再生プラスチックの考え方、新規物質申請における守秘情報の扱いなどが審議され、今後専門家を含め検討されることが決まりました。

資料：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16031.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16031.html)

議事概要：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16089.html)

---

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

－ JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info@jhpa.jp](mailto:info@jhpa.jp))

－ 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-11-9 イトーピア橋本ビル 7 階

Tel：03-5823-5521 e-Mail：[info\\_jcii@jcii.or.jp](mailto:info_jcii@jcii.or.jp)

URL：<https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>